

キャンパス・ハラスメント対処法

もしあなたが被害にあったら...

自分を責めないでください。あなたが悪いのではありません。悪いのは加害者や見過ごしている周囲の人々です。



1. 嫌だということを伝える

できれば、相手に嫌だということを伝えましょう。相手はあなたの気持ちに気づいていないかもしれません。一人で言えない場合には、周囲の人に助けを求めましょう。

2. 一人で抱えない

一人で悩まず、友人や信頼できる人に相談しましょう。大学のキャンパス・ハラスメント相談窓口の相談員もあなたの立場に立って支援します。

3. 記録を取る

できれば「いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたか、言われたか」について記録しておきましょう。可能な限り、電話やメール等の記録も残しておいてください。

もし友人や知人が被害にあっているのを見たら...

1. 被害者の相談にのる

被害者の話を十分に聴いて、被害者の苦しみを受け止めてください。決して被害者を責めるようなことはしないでください。それだけでなく苦しんでいる被害者に二次被害を与えることとなります。

2. 相談窓口への相談を勧める

相談窓口での相談を勧めてください。できれば一緒に行きあげましょう。

相談体制



被害者の訴えは相談員を通して、全学的に設置されたコンプライアンス委員会（委員長：理事長）が受け止め、調査の必要があるときは、調査委員会において公正に事実調査を行い、被害者救済のための措置等を責任をもって行います。

1. 相談員

相談員は各学部・事務局等に配置されています。所属学部等にこだわらず、どなたにご相談いただいても大丈夫です。第三者からの相談も受け付けています。

2. 相談方法

相談は、電話・メールなど、最も利用しやすい方法で、ご連絡ください。必要に応じて、通報、調停及び調査の申し立てを行うことも可能です。

3. 秘密厳守

相談員には、「守秘義務」があります。相談者のプライバシーは必ず守ります。安心してご相談ください。



キャンパス・ハラスメント相談窓口

相談員の氏名、連絡先等の情報は、大学公式ホームページに公開しています。

<https://www.kyusan-u.ac.jp/>

「九州産業大学公式ホームページ」の
トップページ「大学案内」→「取り組み」
→「コンプライアンス推進の取り組み」
→「キャンパスハラスメント」
または右記QRコードにてアクセスしてください。



安全で公正なキャンパスの実現のために

キャンパス・ハラスメント 防止ガイド



harassment zero-tolerance

ハラスメントを容認しない

九州産業大学、九州産業大学造形短期大学部では
すべての構成員が安全で公正な環境で学び、
働くことができるよう
いかなるハラスメントも容認しない
キャンパスの実現に向けて真剣に取り組みます



キャンパス・ハラスメントとは？



大学の様々な人間関係の中で
立場の強い人が弱い人に対して
行う嫌がらせの事を
キャンパス・ハラスメントといいます。



育児休業等に関するハラスメント

妊娠、出産、育児及び介護等を理由とした不当な扱いや言動等及びその他の不利益又は利益を与え、教育研究環境又は職場環境等を悪化させること。

その他のハラスメント

その他、相手方の意に反する不適切な言動であり、本人が意図するかしないかに関わらず、相手方にとって不快な言動と受け止められ、相手方に様々な不利益を与えたり、不快感、脅威又は屈辱感を与え、教育研究環境又は職場環境等を悪化させること。

キャンパス・ハラスメントはなぜ起こる？



1. 大学組織の中の力関係

教員－学生、先輩－後輩、多数－少数、男性－女性の間には、必ずしも対等でない関係がみられることがあります。

なかでも、教員は単位認定や進学・就職に関する評価等で、学生に対して極めて強い力を持っています。

2. 大学組織の閉鎖性

「大学の自治」「学問の自由」等が保障され、外部からの干渉を排除する結果、この種の問題が治外法権化しやすい特徴がみられます。

3. 性別役割分業意識の存在

対等な教育・研究、就労上のパートナーとして見る意識の乏しさや性別によって役割が違うとする思い込みが原因となります。

4. 相手の気持ちへの鈍感さ

自分の言動が相手にどのような影響を与えているかについての鈍感さが原因となります。

日ごろから心がけておきたいことは...



1. 一人ひとりを大切にできる意識を持つ

年齢、性別、立場を越えて、相手の立場を尊重する意識を持ちましょう。女だから、男だから、後輩のくせに、といった決めつけをやめましょう。

2. 自分自身の言動に責任を持つ

自分自身が持っている力を自覚し、相手に与える影響に敏感になりましょう。

3. 健全な自己主張能力(アサーティブネス)を身につける

自分の考えや気持ちを率直に相手に伝える(自分も相手も尊重したコミュニケーション様式)を身につけましょう。

もしハラスメントを起こしてしまったら？

悪質なキャンパス・ハラスメントは懲戒処分の対象になります。一人ひとりが充分自覚して行動しましょう。

全国の大学等におけるハラスメント問題と処分事例

【セクシュアル・ハラスメント】

2015年から16年にかけて、60代の男性教授が指導していた女子学生に対して、LINE(ライン)で個人的な外出や食事に十数回誘ったほか、観光施設に誘い、日帰りで行われるなどした。女子学生から大学に相談があり発覚した。 <停職2か月の懲戒処分>

【アカデミック・ハラスメント】

2014年、40代の男性准教授が所属学部の子生に対して、「試験で落ちたら終わりと思って下さい」、「うろろうされると不快だ。汚い」「それはコスプレか」などと発言し、また、実名で中傷する内容のレポートを掲示する等の言動を繰り返した。学生からの申出を受け、大学は調査を実施し、男性教員の言動をアカデミックハラスメントと認定した。 <戒告の懲戒処分>

【パワー・ハラスメント】

2012年から13年にかけて、60代男性教授は、同じ研究室の教員3人に対して、毎朝のミーティングを1時間以上行い、大声で問いただしたり、叱ったりした。また、震災の建築被害によって失われた、研究スペースを確保するために建物周辺の樹木伐採等をやらせた。教員3人はうつ病となり、病気休暇を取得した。3人からハラスメントの申出があり、叱るなどを繰り返したとして、大学はパワーハラスメントと認定した。 <停職3か月の懲戒処分> ※事例はあくまで一例です。

アカデミック・ハラスメント

教育研究上において必要な範囲を超えて、教育研究の場における地位又は権力を背景にして行う不適切な言動、指導又は待遇及びその他の不利益又は利益を与え、相手方の学修・研究意欲を低下させ、又は教育研究環境等を悪化させること。

セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益又は利益を与え、教育研究環境又は職場環境等を悪化させること。

パワー・ハラスメント

業務上必要な範囲を超えて、職場における地位又は権力を背景にして行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、教育研究環境又は職場環境等を悪化させること。